○　統括係長運用要綱（例規通達）

平成１８年３月２３日
警 務 第 ２ ６ ２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、山口県警察の組織に関する訓令（平成１８年山口県警察本部訓令第１４号）第５１条に規定する統括係長の運用について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　統括係長は、上司の命を受け、同一課内に置かれた他の係長に対して、業務上の指揮命令を行うものとする。

２　統括係長は、同一課内の課員の業務実態の把握に努め、上司が必要と認めるときは、上司にこれを報告するものとする。

３　統括係長は、上司の命を受け、他課との連絡調整に当たるものとする。

（配置）

第３条　統括係長は、別表第１に掲げる警察署の課に置くものとする。この場合において、地域課及び地域第一課については、当務（山口県警察の地域警察運営に関する訓令（平成６年山口県警察本部訓令第９号）第１６条に規定する当務をいう。）ごとに統括係長を置くものとする。

（上申）

第４条　警察署長（以下「署長」という。）は、警部補の階級にある警察官の中から在級年数、実務能力、勤務成績等を勘案し、統括係長として適任と認める者を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

２　前項の規定による上申は、統括係長指名上申書（別記第１号様式）により行うものとする。

（指名）

第５条　本部長は、前条の規定による上申を受け、適任と認めるときは、統括係長を指名するものとする。

（解除）

第６条　署長は、統括係長に指名された者が次に掲げる解除事由のいずれかに該当するときは、警務課長を経由して本部長に統括係長の指名の解除を申請するものとする。

(1) 心身の故障等により職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 服務に関する法令等に著しく違反したと認めるとき。

(3) その他指名を解除する必要があると認めるとき。

２　前項の規定による申請は、統括係長指名解除申請書（別記第２号様式）により行うものとする。

３　本部長は、第１項の規定による申請を受けた場合において、必要と認めるときは、統括係長の指名を解除するものとする。
４　前項に規定するほか、統括係長に指名された者に人事異動が発令されたときは、当該指名は解除されたものとする。
（記章）
第７条　本部長は、署長を経由して統括係長に統括係長記章（以下「記章」という。）を貸与するものとする。
２　記章の形状及び制式は、別表第２のとおりとする。
３　記章は、別表第３に定める位置に着装するものとする。ただし、職務上支障があるときは、着装しないことができる。
４　統括係長は、前条の規定により、その指名が解除されたときは、記章を署長を経由して本部長に返納するものとする。
５　記章を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
６　統括係長は、記章を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を署長を経由して本部長に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
（統括係長制度の実施について（例規通達）の廃止）
２　「統括係長制度の実施について（例規通達）」（平成１２年３月１６日付け山口警務第３１５号ほか）は、廃止する。

附　則　（平成１９年３月２３日付け山口警務第２７０号統括係長運用要綱の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則　（平成２０年３月２７日付け山口警務第３０５号統括係長運用要綱の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　（平成２０年５月２日付け山口警務第４３０号警察署の名称変更に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成２０年５月１２日から施行する。

附　則　（平成２１年３月２３日付け山口警務第２７７号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　（平成３０年３月１３日付け山口警務第１８０号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（平成３０年３月１９日付け山口警務第２１７号山口県警察広域機動捜査班設置運営要綱等の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年６月２８日山口警務第５１９号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和８年２月２７日付け山口警務第１３５号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。